

『〈図解〉 給付管理もできる! 新人ケアマネ即戦力化マニュアル』

下記のとおり誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

P.104 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（省令第38号）

第十三条 九 の1 行目を変更

誤) サービス担当者会議の開催により、

正) サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という）を招集して行う会議をいう。以下同じ）の開催により、

第十三条 十五 を変更

誤) 十五 第三号から第十一号までの規定は、第十二号*に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

*第十二号はモニタリングを行うことが書かれています。

正) 十六 第三号から第十二号までの規定は、第十三号*に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

*第十三号はモニタリングを行うことが書かれています。

P.105 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（省令第38号）

第十三条 十四 の1 行目を変更

誤) 十四 介護支援専門員は、

正) 十五 介護支援専門員は、

P.116 運営基準（省令第38号）

第十三条 十二 の1 行目を変更

誤) 十二 介護支援専門員は、

正) 十三 介護支援専門員は、

第十三条 十三 の1 行目を変更

誤) 十三 介護支援専門員は、

正) 十四 介護支援専門員は、